

# 一人で悩まず、気軽にご相談ください 人権擁護委員



人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人として幸せな毎日を送っていくための権利「人権」が侵害されないように常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、被害救済のため速やかに対処します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

いじめ、体罰、家庭内・近隣のトラブル、差別など、毎日生活を送る上で、「これは人権問題ではないか」と思ったときや「法律が分からないので困っている」などの際は、近くの人権擁護委員に気軽に相談してください。

## ■ 登米市人権擁護委員協議会委員

町域	委員氏名	住所	電話番号	町域	委員氏名	住所	電話番号
迫	東 敬 三	迫町北方字新土手95-1	0220 (22) 6030	豊里	及 川 英 一	豊里町二ツ屋189-8	0225 (79) 3077
"	平 間 りつ子	迫町佐沼字新大東141	0220 (22) 3050	"	高 橋 由紀子	豊里町空沢128-3	0225 (76) 1622
"	高 橋 巳波子	迫町新田字狼ノ欠31-4	0220 (28) 2023	米山	岡 田 玉 枝	米山町字善王寺稲生荷32	0220 (55) 2295
登米	佐 竹 孝 喜	登米町大字日根牛小池90	0220 (52) 3453	"	林 忠 市	米山町西野字新町39-2	0220 (55) 3444
"	蜂 谷 徳 芳	登米町寺池上町26-3	0220 (52) 2196	石越	後 藤 常 明	石越町南郷字前久保239-1	0228 (34) 2857
東和	高 橋 信 孝	東和町米川字町下56	0220 (45) 2510	"	鈴 木 怡 子	石越町北郷字遠澤50-7	0228 (34) 3562
"	鈴 木 泰 子	東和町米谷字福平33-1	0220 (42) 3445	南方	渡 邊 稔	南方町八の森55-8	0220 (58) 4542
中田	日 野 周 一	中田町石森字駒牽402	0220 (34) 3787	"	佐々木 則 子	南方町堂地38	0220 (58) 3571
"	須 藤 勇 一	中田町浅水字浅部玉山281	0220 (34) 6137	津山	佐々木 万亀子	津山町横山字野尻38	0225 (69) 2517
"	只 野 信 子	中田町上沼字新田81	0220 (34) 2667	"	武 山 より子	津山町柳津字本町25	0225 (61) 5530

【問い合わせ】 市民生活部市民生活課 戸籍係 ☎ 0220 (58) 2118



## 2009みやぎふるさとCM大賞

# 「ふるさとCM」作品大募集



ふるさとの魅力を織り込んだCMで、県内外に広く地元をPRする「みやぎふるさとCM大賞」が毎年東日本放送の主催で開催されています。テーマは、わたしたちが住むふるさと「登米市」の魅力、地域の情報、地域の自慢など、なんでもOKです。

作品は入賞状況に応じて東日本放送で無料放送されます。皆さんのアイデアあふれる、登米市の魅力を表現した「ふるさとCM」のご応募をお待ちしています。

【応募点数】 10作品（応募多数の場合は、地域バランスや応募内容により審査します）

【作品の内容】 市の魅力を表現した30秒の未発表の作品

【作品企画】 家庭用ビデオ（VHS・DV・DVカム・HDV）、業務用ビデオ（βカム・HDカム・D2）

※そのほか、制作に当たっての注意事項は、応募の申し込みの際にお渡しします。

【応募資格】 市内に在住する人や団体（映像制作を職業としている人や団体は除きます）。

【著作権】 作品の著作権は市に帰属します。また、応募作品の放送に関する著作権は東日本放送に帰属します。

【応募方法】 7月31日（金）までに、①氏名（団体の場合は団体名と代表者氏名）②住所、③電話番号、④職業または学校名、⑤作品タイトル（仮称可）、⑥作品の大まかな内容を任意の用紙に記入の上、直接または電子メールでお申し込みください。

【応募期限】 作品は、10月1日（木）までに総務部市長公室広報広聴係まで提出してください。

【申し込み・問い合わせ】 総務部市長公室 広報広聴係 ☎0220 (22) 2090 ✉koho@city.tome.miyagi.jp

※昨年入賞した全作品は、東日本放送のホームページで見ることができます。

# 春の交通安全 市民総ぐるみ運動

## 4/6(月)~15(水)



春の交通安全運動市民大会を開催します  
○と き 4月6日（月）午前10時30分～  
○と ころ 迫体育館  
○参加者によるパレードを行います

## 交通ルールを守るあなたが守られる

市では「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、下記の4点を運動の重点として交通安全運動を展開します。

運動の重点

- 1 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（全国共通）
- 2 自転車の安全利用の推進（全国共通）
- 3 飲酒運転の根絶（登米市最重点・全国共通）
- 4 道路の正しい横断の励行（宮城県独自）

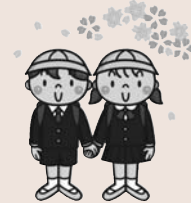
【問い合わせ】

市民生活部市民生活課 市民総務係 ☎0220 (58) 2118

## 新入学児童に思いやりを！

4月は、新入学の季節です。毎年この時期は全国的に飛び出しなどによる交通事故が多く発生しています。

車を運転するときは、児童に配慮した運転を心掛け、また家族や地域の皆さんで、子どもたちに正しい交通ルールやマナーを教えてください。



# 飲酒運転は「犯罪」です！

平成20年1月1日から「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」が施行され、飲酒運転根絶への取り組みが強化されていますが、依然として飲酒運転による違反者が後を絶ちません。市は平成20年において「飲酒運転による検挙者」および「飲酒運転による事故件数」の市人口1万人に対する割合が、県内自治体でそれぞれワースト2、ワースト5となっていました。飲酒運転は犯罪であり、悲惨な事故を引き起こしてしまいます。市民一人一人がそのことを認識し、登米市から飲酒運転を根絶しましょう。

## 登米市の飲酒運転の現状（平成20年度）

	件数	人口1万人に対する割合
1 検挙者数	41人	4.7人
2 事故件数	16件	1.8人

## 飲酒運転をしない・させないために

■運転する人は「自分は大丈夫だ」と思い込まない！

「これぐらいの量なら大丈夫だ」、「家が近くだから」などの考えを捨て、飲酒したら代行・タクシーなどを利用しましょう。飲み会のときは、その日の“ハンドルキーパー”（飲酒せずに参加者を家まで送る人）を決めるのも一つの方法です。また、飲酒運転が引き起こす事故の重大性・危険性を認識し、飲酒運転根絶に努めましょう。

■家庭・地域・職場では酒飲み運転追放『3ない運動』を徹底する！

車で来た来客者にはお酒を出さない、もし飲んだら代行で帰るようにするなど、「運転するときは酒を飲まない、酒を飲んだら運転しない、運転者には酒を出さない」の『3ない運動』を徹底しましょう。また、飲酒運転の恐ろしさ、危険性について、家庭・地域・職場ぐるみで認識し、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。

